

第108号議案

島根県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

島根県土地利用審査会条例（昭和49年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「はかって」を「諮って」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第3項中「及び3人以上」を「を含む過半数」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。